

3 予防概要

各種火災予防啓発活動や市民防災会、防災協会等の自主防災組織の育成指導を積極的に行っています。また、防火対象物の立入検査等を通して、災害に強いまちづくりを推進しています。

(1) 火災予防

近年の本市における住宅火災での焼死事故の状況を踏まえ、高齢者や障害者等の世帯に対して住宅用火災警報器の設置促進を強化するため、令和元年12月に「北九州市住宅用火災警報器の設置促進に関する対策本部」を設置し、市関係部局をはじめ、シルバー人材センターや民生委員児童委員協議会等の関係機関との協力体制を強化し、様々な事業を通じて広報活動を行っています。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から既に10年以上が経過し、今後、警報器の電池切れや故障の増加が見込まれることから、電池切れによる取り外しや不作動の状態を回避することを主眼に、適切な機器の交換や定期的な点検・清掃が行われるよう啓発を強化しています。

【第22表】市民防災推進行事実施状況

(令和元年度)							
No.	行 事 種 別	回数	参加人員	No.	行 事 種 別	回数	参加人員
1	防 火 ・ 防 災 訓 練 等	215	41,198	5	署 所 見 学 ・ 体 験 学 習	107	2,554
2	消 防 訓 練 指 導	421	26,227	6	地 域 会 議 等 へ の 参 加	230	6,122
3	防 火 ・ 防 災 講 習 (講 演) 会 等	183	10,288	7	消 防 演 習	11	899
4	広 報 行 事	68	12,226	8	(D I G) 住 民 参 加 型 災 害 図 上 訓 練	15	890

(注) D I Gについては危機管理室所管事業

【第23表】「消防士さんといっしょ」事業実施状況（過去5年間）

年 度	対象校数	実施校数	実施率	講師数	受講延人数	備 考
H27	131	131	100%	78	8,163	
H28	133	133	100%	78	8,138	
H29	133	133	100%	78	8,271	
H30	133	132	99.2%	78	8,177	
R1	132	132	100.0%	117	15,987	学習指導要領の改訂のため、R1年度は3.4年生に対して事業を実施

【第24表】住宅用火災警報器の設置率（消防庁発表）

区 分	(各年6月時点)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
設 置 率	83%	83%	85%	87%	85%

【第25表】住宅用火災警報器の効果（火災発生件数）

区 分	ぼ や	部分焼	半 焼	全 焼	合 計
未 設 置	58	42	17	57	174
設 置	67	46	7	18	138

(注) 過去5年間（平成27～令和元年）の火災発生件数

【第 26 表】あんしん通報システム・緊急通報システム設置（稼働）状況

<直近10年間>

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置	756	589	673	630	562	463	373	361 (232)	1,618 (0)	1,361 (0)
撤去	616	547	602	607	594	661	574	559 (557)	1,930 (1,856)	1,633 (1,365)
稼働	3,841	3,883	3,954	3,977	3,945	3,747	3,546	3,348 (3,221)	3,036 (1,365)	2,764 (0)

(注) 1 緊急通報を直接消防で受信する現在の緊急通報システムは、平成6年11月9日から事業開始
2 平成29年度以降の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第 27 表】あんしん通報システム・緊急通報システム受信状況

<直近10年間>

年 度	総受信件数	ハンズフリーによる応答		出 動 件 数		
		有	無	火 災	警 戒	救 急
H22	3,920	3,571	349	123	260	694
H23	3,382	3,074	308	110	192	723
H24	3,225	2,934	291	69	225	761
H25	3,048	2,839	209	56	176	713
H26	2,961	2,675	286	80	185	835
H27	2,902	2,627	275	55	202	870
H28	2,749	2,560	189	44	192	833
H29	2,548(2,512)	2,330(2,300)	218(212)	50(50)	161(160)	796(786)
H30	2,274(1,617)	2,066(1,475)	208(142)	47(33)	141(105)	766(503)
R1	1,898(329)	1,655(289)	243(40)	45(8)	108(18)	744(127)

(注) 平成26年度以降の救急件数は、不搬送件数を含む
平成29年度以降の（ ）内の数字は、緊急通報システムで内数

【第 28 表】あんしん通報システム・緊急通報システム対応状況

○原因別（令和元年度）

(件)

鍋の空焚	ガス漏れ等	誤押	魚焼	殺虫剤・バルサン	その他	合計
37(7)	0(0)	140(113)	54(10)	61(44)	203(155)	495(329)

(注)（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

○協力員出向状況（令和元年度）

(件)

出向	不在	出向不可	連絡のみ	連絡なし	合計
89(31)	29(6)	11(7)	19(8)	975(287)	1,123(339)

(注)（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

(2) 自主防災

市民防災会及び防災協会をはじめ、市場・商店街等自衛消防隊、婦人自衛消防隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ及び年長者防火クラブ等の自主防災組織の育成指導に努めています。

【第 29 表】防災協会主要行事

(令和元年度)		
行 事 名	実施回数	受講者数
防火管理資格取得講習(甲種)	9	1,017
防火管理資格取得講習(乙種)	1	15
口頭指導技術発表会	1	35
自衛消防隊教育訓練	1	29
甲種防火管理再講習	2	222
防火管理上級講習	6	689
危険物取扱者試験準備講習会(乙種)	3	312
消防設備士試験準備講習会	2	36
応急手当普及員講習会	4	148
応急手当普及員再講習	6	258
危険物取扱者保安講習会	16	2,553
防災管理新規講習	2	72
防災管理再講習	1	22
消防操法大会	4	408
自衛消防隊消防学校入校	2	23
危険物防災講演会	1	194

【第 30 表】事業所相互応援体制の現況

(令和2年3月31日現在)				
行政区	名 称	設立年月	事業所数	隊員数
門 司	ふくしの郷防災協力会	H16. 6	8	410
	瀬戸3事業所相互防災応援協定	H14. 11	2	19
小倉南	小倉鉄工団地工場安全連絡協議会	S50. 3	17	528
	ニューズ・ポート防災安全対策協議会	H12. 3	8	234
若 松	若松区藤ノ木地区防災連絡協議会	S62. 10	4	69
	北九州エコタウン総合環境コンビナート・響リサイクル団地防災連絡協議会	H14. 3	12	588
八幡東	八幡製鐵所八幡構内連絡協議会	H17. 2	16	1,800
戸 畑	北九州市八幡製鐵所戸畑構内地区保安連合協議会	S49. 11	19	1,000
	戸畑新工業団地「防災相互応援協定」	H13. 8	9	165
	戸畑駅前地区「防災相互応援協定」	H16. 2	4	2,300
北九州地区・白島地区特別防災区域防災相互応援協定		H 8. 10	23	121
計			122	7,234

【第31表】幼年消防クラブの現況（計60団体8,792人）

(令和2年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	会員数	行政区	名 称	設立年月	会員数		
門司	西門司幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	54	若松	古前保育所 幼年消防クラブ	H 3. 5	108		
	日の丸幼稚園	〃	184		精華幼稚園	〃	H19. 4	132	
	あけぼの幼稚園	〃	82		若松天使園	〃	H19. 4	68	
	小倉北	東郷瞳幼稚園	S63. 4	114	八幡東	高見幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	180	
		愛光幼稚園	H 1. 4	101		八幡カトリック幼稚園	〃	S61.10	127
		敬愛幼稚園	H21. 9	85		華頂幼稚園	〃	S61.10	77
栄美幼稚園 幼年消防クラブ		S58. 6	107	乳山幼稚園		〃	S63.12	240	
富野幼稚園		S62. 2	128	尾倉幼稚園		〃	H 1. 4	220	
天心幼稚園		H 3. 4	110	杉の実保育園		〃	H 8. 2	91	
小倉南	キンダーポート保育園	H 4. 1	89	八幡西	八幡東幼稚園	H 8. 5	27		
	到津保育所	H 7. 3	131		緑ヶ丘第二幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 4	270		
	篠崎保育園	H 7. 3	76		あかね幼稚園	S58. 5	305		
	片野保育園	H 7. 3	109		第二文化幼稚園	S62. 7	187		
	れんげの花保育園	H18. 3	179		下上津役幼稚園	S63.12	303		
	葛原保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	110		こみね幼稚園	S63.12	367		
	おぶね保育園	S60. 4	75	こじか幼稚園	S63.12	239			
	小倉瞳幼稚園	S61. 4	540	さかえ保育園	H 3. 4	102			
	志徳幼稚園	S63. 4	255	池田保育園	H 3. 4	104			
	志井幼稚園	S63. 4	258	星ヶ丘幼稚園	H11. 1	158			
若松	フレンズ幼稚園	H 3. 2	407	戸畑	明泉寺幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 7	157		
	きくが丘保育園	H 3. 6	94		第二明泉寺幼稚園	S56. 7	85		
	徳力団地幼稚園	H 5. 2	230		中原保育園	S58. 9	89		
	神理幼稚園	H 6. 2	269		教学寺幼稚園	S60. 5	87		
	松美保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	40		戸畑天使園	S60. 5	142		
	若松青葉幼稚園	S57.10	121		戸畑保育所わかば園	S60. 5	113		
	浜町幼稚園	S60. 4	101		牧山保育園	S63. 4	59		
	神愛幼稚園	H 1. 1	106		さかい川保育園	S63. 4	119		
	日吉幼稚園	H 1. 1	35		さんろくこどもえん	H 4.11	108		
	日吉保育園	H 1. 1	36		沢見あやめのもり保育園	H21. 6	106		
小石幼稚園	H 1. 2	113							
鴨生田保育園	H 2. 1	83							



【第 32 表】 婦人・少年・年長者等防火団体の現況

(令和2年3月31日現在)

区 分	行 政 区	名 称	設 立 年 月	会 員 数
婦人防火団体	門 司	門司区婦人会連絡協議会婦人防火クラブ	H19. 5	336
	小倉北	藍島・馬島婦人自衛消防隊	S48. 4	9
		小倉北区婦人防火クラブ協議会	S56. 2	3,100
	八幡西	八幡西区婦人防火クラブ連絡協議会	S50. 2	790
	戸畑	戸畑区婦人防火クラブ協議会	S55. 3	350
	計 5			
少年消防クラブ	小倉南	下曾根少年消防クラブ	S56. 5	14
	八幡西	くすばし少年消防クラブ	H24.12	12
	計 2			
年長者防火クラブ	門 司	門司区年長者防火クラブ	H 1. 5	2,200
	小倉北	小倉北区年長者防火クラブ連合会	H 5. 4	7,232
	小倉南	小倉南区年長者防火クラブ	H 6. 3	10,382
	若 松	若松区年長者防火クラブ	S63. 5	2,100
	八幡東	八幡東区年長者防火クラブ	H 5.11	3,109
	八幡西	八幡西区年長者防火クラブ連合会	H 9. 4	8,338
	戸畑	戸畑区年長者防火クラブ	S62.11	2,900
	計 7			



【第 33 表】市場・商店街等自衛消防隊の現況

(令和2年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	団体数	隊 員 数	
				昼 間	夜 間
門 司	◎ 東 門 司 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S50.10	1	10	0
小倉北	◎ 黄 金 地 区 自 衛 消 防 隊	H 8.10	3	10	2
	○ 魚 一 銀 天 街 商 店 会 自 衛 消 防 隊	H10. 1	1	30	2
	○ 魚 町 商 店 街 振 興 組 合 自 衛 消 防 隊	H11. 4	1	16	6
	○ 小 倉 駅 前 商 店 街 協 同 組 合 自 衛 消 防 隊	H11. 4	1	28	0
若松	◎ 浜 市 場 連 合 組 合 自 衛 防 災 隊	H 8.11	5	56	1
	○ 明 治 町 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S46.11	1	74	7
	○ 本 町 銀 座 商 店 街 連 合 自 衛 消 防 隊	S46.11	1	99	38
	○ ウ ェ ル 本 町 自 衛 消 防 隊	S48.02	1	36	22
八幡東	○ 中 央 区 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S46.10	1	50	46
戸 畑	○ 戸 畑 中 本 町 商 店 街 協 同 組 合	H 5.11	1	32	10
計	◎ 連 合 会 組 織 の 自 衛 消 防 隊		9	76	3
	○ 単 独 の 自 衛 消 防 隊		8	365	131

(注) 消防法第8条及び第8条の2により防火管理を義務づけられた防火対象物を除く

(3) 火災調査

平成20年5月から各消防署警防課に指定調査員を配置し、消防局予防課火災調査係と連携した火災調査を実施しています。令和元年中は、近隣消防本部を招いて電気火災等の実験を行い、近隣消防本部との火災調査に関する知識、技術の向上に努めたほか、スプレーガスの引火による火災等の実験を公開し、報道機関やSNSなどのメディアを通じて広く市民に広報を行いました。

【第 34 表】火災原因鑑識鑑定処理件数

(令和元年中)

区 分	実施数
ガスクロマトグラフによる分析	42
電気配線等の溶融痕の顕微鏡撮影	19
そ の 他 の 分 析	29
合 計	90



(4) 査 察

各事業所への立入検査を行い、消防用設備等の設置などのハード面、避難施設の正常な維持管理や消防訓練の実施などのソフト面に対する指導強化を図っています。

【第35表】中高層建築物数

(令和2年3月31日現在)

区 分		計	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F以上
計		8,685	2,776	2,529	690	609	514	325	400	253	150	139	195	105
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	5	3	1	1									
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	18	12	4	2									
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー ナイトクラブ等	1	1											
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	24	7	9	6	2								
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1	1											
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	1	1	1									
(3) 項 イ	待合・料理店等	3	2	1										
(3) 項 ロ	飲食店	74	47	17	8		2							
(4) 項	百貨店・マーケット 物品販売店舗等	31	27	2	1							1		
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	90	15	9	8	13	14	9	8	8	3	3		
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	5,193	1,188	1,792	333	351	303	213	315	195	123	114	178	88
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	28	13	3	9	2			1					
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	10	6	3	1									
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所 （(2)を除く）、有床助産所	57	26	10	6	4	3	3	2	1		1		1
	(4) 無床診療所、無床助産所	35	30	5										
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム 特別養護老人ホーム等	68	37	18	8	4	1							
	(2) 救護施設	0												
	(3) 乳児院	0												
	(4) 障害児入所施設	1	1											
	(5) 障害者支援施設等	1	1											
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター 老人介護支援センター等	31	15	5	6	2	1	1						1
	(2) 更生施設	0												
	(3) 保育所・児童養護施設	5	3	2										
	(4) 児童発達支援施設 放課後デイサービス等	1	1											
	(5) 障害者施設	11	8	1	1	1								
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	0												
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	369	281	44	22	9	7	3	1		1		1	
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	5	4	1										
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	19	10	6	3									
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	0												
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場	3	3											
(11) 項	神社・寺院・教会等	24	15	8	1									
(12) 項 イ	工場又は作業場	108	62	27	10	4	2		2	1				
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0												
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	22	12	6	1	1	1		1					
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0												
(14) 項	倉庫	37	27	10										
(15) 項	前各項に該当しない事業場	376	182	84	36	23	33	8	4	1	3	2		
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	1,206	430	279	141	109	90	51	37	22	15	9	10	13
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	825	305	181	85	84	57	37	29	25	5	9	5	3
(16の2) 項	地下街	0												
(16の3) 項	準地下街	0												
(17) 項	重要文化財等建造物	0												
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	0												
(19) 項	市町村長の指定する山林	0												
(20) 項	総務省令で定める舟車	0												

(注) 建築中・未着工・休業中等は含まない。

【第36表】防火管理者を必要とする事業所数

(令和2年3月31日現在)

区分	計			門司			小倉北			小倉南			若松			八幡東			八幡西			戸畑						
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C				
	27,014	9,333	8,591	2,763	951	899	7,072	2,581	2,329	5,256	1,664	1,486	2,266	719	674	1,796	657	617	6,020	2,185	2,035	1,852	586	552				
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	33	31	31				5	3	3	7	7	7	4	4	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6	2	2	2
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	504	498	486	53	53	48	90	90	87	107	104	102	72	72	71	36	35	35	123	121	120	23	23	23			
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	8	8	6				5	5	3					1	1	1				2	2	2					
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	75	71	69	8	6	6	24	23	22	12	11	11	5	5	5	3	3	3	19	19	18	4	4	4			
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を含む店舗等	3	1	1				2												1	1	1						
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	28	28	26	2	2	2	10	10	8	4	4	4	2	2	2				10	10	10						
(3) 項 イ	待合・料理店等	18	18	17	2	2	2	5	5	4				6	6	6	3	3	3	2	2	2						
(3) 項 ロ	飲食店	1,315	574	490	147	45	41	373	174	148	206	100	77	90	45	37	81	27	24	345	160	141	73	23	22			
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	1,253	823	763	117	71	67	275	169	158	251	186	168	111	75	70	82	44	40	345	234	221	72	44	39			
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	127	102	100	18	12	12	47	40	39	16	13	12	10	5	5	8	7	7	20	19	19	8	6	6			
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	9,932	2,312	2,089	785	273	258	2,514	636	555	2,518	411	360	544	109	103	544	179	171	2,317	517	465	710	187	177			
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	36	31	30	2	2	2	11	8	8	8	7	6	1			1	1	1	12	12	12	1	1	1			
	(2) 避難のために患者の介助が必要な診療所	37	34	34	6	6	6	4	3	3	8	7	7	1	1	1	3	3	3	14	13	13	1	1	1			
	(3) 病院(1)を除く、有床診療所(2)を除く、有床助産所	70	57	56	5	4	4	13	9	9	12	10	10	6	5	5	9	6	6	19	19	18	6	4	4			
	(4) 無床診療所、無床助産所	561	93	93	46	5	5	105	17	17	116	23	23	58	9	9	45	11	11	159	24	24	32	4	4			
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	322	316	307	40	40	39	44	44	41	72	71	71	30	30	27	19	18	17	101	98	97	16	15	15			
	(2) 救護施設	2	2	2				1	1	1				1	1	1												
	(3) 乳児院	0	0	0																								
	(4) 障害児入所施設	1	1	1										1	1	1												
	(5) 障害者支援施設等	36	26	26	6	6	6	1	1	1	6	5	5	9	5	5				11	8	8	3	1	1			
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	273	138	131	30	16	16	39	23	21	56	29	26	34	18	18	20	12	12	86	37	35	8	3	3			
	(2) 更生施設	0	0	0																								
	(3) 保育所・児童養護施設等	203	170	164	23	18	17	34	30	29	50	42	40	19	16	16	14	13	13	53	42	40	10	9	9			
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	52	14	12	4	2	2	6	2	2	19	4	3	6	2	2	3			14	4	3						
	(5) 障害者施設	181	53	51	16	6	6	26	5	5	49	15	14	26	9	9	12	2	2	40	12	11	12	4	4			
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	88	86	84	10	10	10	17	16	16	18	18	17	11	11	11	8	7	7	22	22	21	2	2	2			
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	310	298	286	32	28	27	80	74	73	57	57	54	27	26	24	25	25	25	69	69	66	20	19	17			
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	20	18	17	5	3	3	6	6	5	2	2	2	1	1	1	3	3	3	1	1	1	2	2	2			
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	29	28	24				23	22	18	2	2	2				2	2	2	2	2	2						
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	16	1	1	3			3	1	1	1			3			1						3					
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	28	0	0	2			6		8				3			4			4			1					
(11) 項	神社・寺院・教会等	396	255	245	57	36	36	93	63	57	59	25	23	44	33	32	55	36	36	57	44	44	31	18	17			
(12) 項 イ	工場又は作業場	1,664	177	173	242	13	13	285	34	33	241	29	28	364	39	39	55	5	5	351	37	36	126	20	19			
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	0																								
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	241	5	5	33	1	1	68			27	1	1	31			24			47	2	2	11	1	1			
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	6	0	0							6																	
(14) 項	倉庫	1,310	33	33	281	8	8	318	10	10	179	8	8	172	2	2	60	1	1	222	3	3	78	1	1			
(15) 項	前各項に該当しない事業場	2,414	652	577	225	52	48	621	164	150	356	101	79	225	50	45	241	58	50	570	169	151	176	58	54			
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	3,261	1,868	1,697	338	170	157	1,114	687	618	480	294	264	190	106	93	257	117	104	653	393	367	219	101	94			
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	2,125	502	455	211	56	52	789	201	179	305	71	64	142	29	28	169	32	29	310	81	74	199	32	29			
(16)の2) 項	地下街	0	0	0																								
(16)の3) 項	準地下街	0	0	0																								
(17) 項	重要文化財等建造物	14	9	9	3	2	2	2	1	1	1			1	1	1	2	2	2	4	2	2	1	1	1			
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	32	0	0	6			11						4			2			7			2					
(19) 項	市町村長の指定する山林	0	0	0																								
(20) 項	総務省令で定める舟車	0	0	0																								

(注) A・・・事業所数 B・・・防火管理者を必要とする事業所数 C・・・選任数

【第37表】消防用設備等の設置を要する防火対象物

(令和2年3月31日現在)

区 分	計	門 司	小倉 北	小倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑	計	
									事業所	防火対象物
									27,014	2,763
									7,072	5,256
									2,255	1,796
									6,020	1,852
									37,079	3,952
									8,824	6,667
									4,094	2,430
									8,178	2,934
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等								33	5
									7	4
									4	5
									54	10
									4	7
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場								504	53
									90	107
									576	58
									100	114
									92	92
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等								8	5
									9	5
									1	1
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール								75	8
									24	12
									95	9
									28	16
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								3	2
									3	2
									28	2
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等								27	10
									18	4
									2	2
(3) 項 イ	待合・料理店等								18	5
									19	6
(3) 項 ロ	飲食店								1,315	147
									373	206
									1,357	147
									406	209
									1,253	117
									275	251
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等								1,351	122
									296	270
									127	18
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等								145	17
									50	25
									9,932	785
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅								2,514	2,518
									544	544
									12,285	1,074
									3,014	825
									623	2,967
									2	11
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院								49	2
									18	1
									2	4
									8	1
									46	8
									8	8
									70	13
									12	6
									123	14
									26	13
									561	46
									105	116
									583	45
									119	60
									49	49
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等								322	40
									44	72
									30	30
									2	1
									3	1
									1	1
									2	1
									36	6
									8	1
									44	7
									12	12
									11	3
									44	4
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等								273	30
									284	30
									41	60
									32	32
									2	2
									203	23
									252	27
									52	6
									51	6
									181	16
									216	21
									88	10
									168	14
									310	32
									80	57
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校								88	17
									168	18
									20	11
									12	8
									22	8
									44	5
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等								310	32
									80	27
									25	69
									1,232	111
									244	250
									85	104
									323	115
(8) 項	図書館・博物館・美術館等								20	5
									32	7
									3	3
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等								29	23
									29	23
(9) 項 ロ	(イ) 以外の公衆浴場								16	3
									3	1
									22	3
									2	4
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場								28	6
									35	6
									8	8
									3	5
									396	57
									547	83
									1,664	242
									285	241
(12) 項 イ	工場又は作業場								3,235	426
									539	391
									704	147
									241	33
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ								712	83
									68	27
									79	73
									6	6
(13) 項 イ	自動車庫又は駐車場								6	6
									1,310	281
									318	179
									172	172
									60	60
									222	78
									3,042	577
									613	317
									241	144
									500	264
(15) 項	前各項に該当しない事業場								2,414	225
									356	225
									4,793	482
									1,011	649
									3,251	338
									1,114	480
									190	257
									653	219
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物								3,239	341
									1,108	470
									212	254
									2,125	211
									789	305
									1,984	164
									746	272
									115	115
(16) 2) 項	地下街									
(16) 3) 項	準地下街									
(17) 項	重要文化財等建造物								14	3
									2	1
									27	3
									11	5
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード								32	6
									11	2

【第 38 表】消防用設備等の設置を要する防火対象物の査察実施数

区 分		(令和元年度)							
		計	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
計		13,108	2,098	2,747	1,930	1,762	1,385	2,289	897
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	17	3	1	3	2	6	2	
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	329	59	43	10	44	25	135	13
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	3		1				2	
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	68	11	20	6	6	5	17	3
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1						1	
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	16	2	8				6	
(3) 項 イ	待合・料理店等	17	2	5		7	3		
(3) 項 ロ	飲食店	660	74	224	16	30	57	177	82
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	707	120	134	65	71	61	207	49
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	113	17	44	4	5	9	25	9
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	2,661	396	538	833	269	198	302	125
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	28	3	8	8	1	2	5	1
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	23	8	2	2	1	3	6	1
	(3) 病院(1)を除く、有床診療所(2)を除く、有床助産所	71	15	13		9	9	21	4
	(4) 無床診療所、無床助産所	288	37	21	38	24	11	149	8
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	257	41	9	19	33	26	111	18
	(2) 救護施設	1				1			
	(3) 乳児院	0							
	(4) 障害児入所施設	2			1	1			
	(5) 障害者支援施設等	29	7		1	8		11	2
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	205	36	10	25	32	19	79	4
	(2) 更生施設	1						1	
	(3) 保育所・児童養護施設等	153	31	12	13	23	3	60	11
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	16	5	3	2	4	1	1	
	(5) 障害者施設	106	16	9	6	33	11	16	15
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	91	18	13	4	20	10	23	3
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	450	91	8	152	34	115	32	18
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	12	5	2	1		3	1	
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	43	1	42					
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	3	2		1				
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	3	3						
(11) 項	神社・寺院・教会等	228	23	58	20	30	65	17	15
(12) 項 イ	工場又は作業場	876	179	77	156	286	52	91	35
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0							
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	244	53	57	17	25	48	36	8
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	3			3				
(14) 項	倉庫	733	217	60	87	227	45	55	42
(15) 項	前各項に該当しない事業場	1,342	226	258	152	284	174	149	99
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	2,388	314	749	175	200	276	472	202
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	859	68	303	105	46	143	69	125
(16)の2) 項	地下街	0							
(16)の3) 項	準地下街	0							
(17) 項	重要文化財等建造物	20	3	2	5	1	2	4	3
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	41	12	13		5	3	6	2
(19) 項	市町村長の指定する山林	0							
(20) 項	総務省令で定める舟車	0							

(5) 危険物規制

消防局では様々な施策を通じて複雑かつ多様化する危険物事業所への指導等を行っています。

また、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に対しても、石油コンビナート等災害防止法に基づき、指導等を行っています。

【第 39 表】危険物規制対象物数

(令和2年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	3,100	586	658	200	594	98	507	457	
製造所	73	4	7	1	18		21	22	
貯蔵所	屋内貯蔵所	426	70	76	25	76	25	83	71
	屋外タンク貯蔵所	598	107	78	10	158	2	100	143
	屋内タンク貯蔵所	66	10	13	14	7	7	9	6
	地下タンク貯蔵所	226	28	58	43	18	23	49	7
	簡易タンク貯蔵所	4		1	1		1	1	
	移動タンク貯蔵所	638	153	211	28	128	7	84	27
	屋外貯蔵所	274	85	72	1	36		14	66
小計	2,232	453	509	122	423	65	340	320	
取扱所	給油取扱所	343	72	74	49	57	10	61	20
	販売取扱所	12	2	4			1	3	2
	移送取扱所	6	4			2			
	一般取扱所	434	51	64	28	94	22	82	93
小計	795	129	142	77	153	33	146	115	

【第 40 表】危険物規制事務処理件数（行政区別）

(令和元年度)

区分	合計	許可										届出等												
		小計	設置許可	変更許可	設置完成検査	変更完成検査	完成検査前検査	仮使用承認	仮貯蔵・仮取扱承認	予防規程認可	小計	変更届	種類・数量変更届	譲渡引届	使用休止届	使用再開届	廃止届	事故発生届	資料提出	再交付			申請取下届	監督安者選解任届
																				許可証	完成検査	検査前検査		
計	4,826	1,677	70	531	72	464	68	426	24	22	3,149	250	129	29	25	0	101	10	2,331	15	14	0	6	239
門司	926	202	21	54	29	59	9	25	1	4	724	37	66	9	1	21	2	547	1	1			39	
小倉北	486	215	14	68	14	49	21	41	3	5	271	58	3	4	13	17		148				1	27	
小倉南	284	100	5	28	4	27	5	24	2	5	184	18	2	3	2	16	1	116	1	1		1	23	
若松	1,393	242	12	78	9	59	12	71	1		1,151	30	18	2	8	18	2	998	7	6		2	60	
八幡東	122	60		21		16		21	1	1	62	14	1	3				38					6	
八幡西	902	427	16	135	13	124	14	116	5	4	475	65	30	3	1	16		311	5	5		1	38	
戸畑	713	431	2	147	3	130	7	128	11	3	282	28	9	5		13	5	173	1	1		1	46	

(注) ○は委託検査（危険物保安技術協会）で内数

【第41表】危険物製造所等の設置・変更許可、設置・変更完成検査、完成検査前検査件数

(令和元年度)

区分	設置・変更許可件数							設置・変更完成検査件数							完成検査前検査件数										
	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	601	75	82	33	90	21	151	149	536	88	63	31	68	16	137	133	68	9	21	5	12	0	14	7	
製造所	55		2		7		16	30	48		2		6		15	25	21			5	9		6	1	
貯蔵所	屋内貯蔵所	25		9	1	2		9	4	24	7	8	1	1		4	3	0							
	屋外タンク貯蔵所	71	21	17		14		5	14	54	20	7		7		4	16	22	6	8		2		3	
	屋内タンク貯蔵所	0								0								3	1			1		1	
	地下タンク貯蔵所	9		4	2			3		9		4	1			4		1						1	
	簡易タンク貯蔵所	0								0								0							
	移動タンク貯蔵所	86	28	19	4	7		16	12	79	28	12	4	7		16	12	0							
	屋外貯蔵所	7	3	1		2			1	7	3	1		2				0							
取扱所	給油取扱所	63	12	14	11	2	1	21	2	63	13	14	11	2	1	20	2	8		7				1	
	販売取扱所	0								0								0							
	移送取扱所	2	1			1				3	1			2				0							
	一般取扱所	283	10	16	15	55	20	81	86	249	16	15	14	41	15	74	74	13	2	6				2	

(注) () は完成検査前検査の管外タンク件数で外数

【第42表】危険物製造所等の査察実施数

(令和元年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	1,045	170	132	159	214	96	153	121
製造所	28		6	1	14		5	2
貯蔵所	屋内	145	44	17	8	20	25	9
	屋外タンク	206	19	21	9	84	2	20
	屋内タンク	22			12		6	3
	地下タンク	135	15	31	36	2	22	26
	簡易タンク	2			1		1	
	移動タンク	84	7	9	24	6	7	26
	屋外	35	12	3	1	14		5
取扱所	給油	194	42	20	41	33	10	35
	第一種販売	4	1	1			1	
	第二種販売	3	1					1
	一般	183	27	24	26	39	22	28
移送	4	2				2		

ア 自主検査認定事業所制度の推進

この制度は平成11年3月から運用を開始し、本市においては平成15年度に3事業所が初めて認定を受けて以来、現在では4事業所となっています。

イ 危険物安全週間中の事業実施状況（令和元年度）

○ 危険物防災講演会

講師 東北大学 特任教授（研究）

原子炉廃止措置基盤研究センター支援室長 兼 廃止措置リスク管理技術研究部門長

博士（工学） 青木 孝行 氏

○ 危険物施設の特別査察

○ 危険物施設からの災害を想定した消防演習

（消防機関・自衛消防組織・関係機関との合同実施）

ウ 石油コンビナート等特別防災区域の自主防災体制の充実強化

北九州地区及び白島地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、合計面積は2,301万㎡となっています。

区域内の特定事業所数は、第一種事業所が9、第二種事業所が9の合計18事業所です。

【第 43 表】石油コンビナート等特別防災区域内における第 4 類（石油類等）の施設数及び貯蔵取扱量

(令和2年3月31日現在)

区 分	合 計		小 倉 北		若 松		八 幡 東		八 幡 西		戸 畑		
	A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
計	875	428,768	173	207,978	119	44,253	37	916	182	31,055	364	144,566	
製 造 所	第 1 石油類	1,249				27				407		815	
	第 2 石油類	9,239				5,837				508		2,894	
	第 3 石油類	9,569			7	552			14	132	22	8,885	
	第 4 石油類	63				11				14		38	
	そ の 他	331				12				296		23	
	小 計	43	20,451	0	0	7	6,439	0	0	14	1,357	22	12,655
屋 内 貯 蔵 所	第 1 石油類	805		43		109		13		95		545	
	第 2 石油類	1,446		46		148		23		918		311	
	第 3 石油類	1,094	13	201	20	65	16	23	33	303	61	502	
	第 4 石油類	1,335		547		85		38		82		583	
	そ の 他	109		4		16				40		49	
	小 計	143	4,789	13	841	20	423	16	97	33	1,438	61	1,990
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	第 1 石油類	88	56,365	9	20,455	14	22,141		24	3,805	41	9,964	
	第 2 石油類	81	61,023	19	43,779	3	50		17	2,977	42	14,217	
	第 3 石油類	135	157,150	33	79,711	32	8,222	1	10	14,032	47	55,175	
	第 4 石油類	7	390	1	25			1	15	285	2	65	
	そ の 他	20	7,426	1	20	2	206		15	3,869	2	3,331	
	小 計	331	282,354	63	143,990	51	30,619	2	25	81	24,968	134	82,752
屋 外 貯 蔵 所	第 1 石油類		1			1							
	第 2 石油類		1,946		1,209	56				190		491	
	第 3 石油類	144	700	67	251	44			9	203	61	202	
	第 4 石油類		1,301		1,206	40				4		51	
	そ の 他		20			20							
	小 計	144	3,968	67	2,666	7	161	0	0	9	397	61	744
一 般 取 扱 所	第 1 石油類		26,527		11,711		1,655		6	943		12,212	
	第 2 石油類		26,580		20,833		26		28	346		5,347	
	第 3 石油類	214	59,976	30	26,936	34	4,779	19	403	45	1,043	86	26,815
	第 4 石油類		3,733		971		126		357	363		1,916	
	そ の 他		390		30		25			200		135	
	小 計	214	117,206	30	60,481	34	6,611	19	794	45	2,895	86	46,425

【第 44 表】石油コンビナート等特別防災区域内における防災組織の現況

(令和2年3月31日現在)

区 分		計	小 倉 北	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
特 定 事 業 所 数		18	5	3	1	2	7
自 衛 防 災 組 織 数		18	5	3	1	2	7
共 同 防 災 組 織 数		3	2				1
防 災 要 員 (直 当 り)		113	21	36	5	23	28
自 衛 防 災 組 織 要 員		508	91	206	32	73	106
共 同 防 災 組 織 要 員 (直 当 り)		19	13				6
消 防 車 両	小 計	15	5	3	0	3	4
	大型化学消防車	2	1				1
	大型高所放水車	3	1	1			1
	泡原液搬送車	3	1			1	1
	甲種普通化学消防車	3		2			1
	普通消防車	2	1			1	
	小型消防車	0					
	普通高所放水車	1	1				
	乙種普通化学消防車	0					
	大型化学高所放水車	1				1	
可 搬 式 放 水 銃		18	4	5		2	7
可 搬 式 泡 放 水 砲		10	2	3		1	4
耐 熱 服		63	30	24		4	5
呼 吸 器		101	27	29		8	37
泡 消 火 薬 剤 (3 % 換 算) (k ℓ)		319.3 (白島含む)	51.7	215.4 (白島含む)		44.6	7.6
オ イ ル フ ェ ン ス (B 型) (m)		11,015	3,280	3,555		2,400	1,780
オ イ ル フ ェ ン ス 展 張 船		8	2	4		1	1

【第45表】第4類（石油類等）の施設数及び貯蔵取扱量

行政区分 区分		合 計			門 司			小 倉 北			小 倉 南		
		A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	C 貯蔵取扱量 指定数量	A	B	C	A	B	C	A	B	C
計		1,801	6,243,068	28,865,283	345	175,294	194,438	297	215,757	289,193	60	1,570	1,473
製造所	第1石油類	70	1,358	5,809	4	10	52	7	48	239	1		
	第2石油類		9,554	9,401		1	1		54	52			
	第3石油類		10,094	5,025		27	11		122	60		9	4
	第4石油類		152	23					77	12			
	その他		606	1,306		42	106		134	68			
	小 計		70	21,764		21,564	4		80	170		7	435
屋内貯蔵所	第1石油類	400	3,423	16,369	61	1,004	4,749	75	895	4,282	21	32	163
	第2石油類		6,845	6,073		2,967	2,432		1,480	1,365		36	36
	第3石油類		8,692	4,010		5,350	2,529		2,007	864		58	28
	第4石油類		5,308	880		3,052	508		1,248	207		24	4
	その他		632	1,590		335	903		110	251		7	18
	小 計		400	24,900		28,922	61		12,708	11,121		75	5,740
屋外タンク貯蔵所	第1石油類	121	5,668,950	28,332,221	14	12,373	61,815	9	20,455	102,275			
	第2石油類	161	107,117	106,801	28	41,553	41,553	25	44,014	44,014	7	519	519
	第3石油類	265	203,879	101,467	53	33,446	16,290	43	80,576	40,282	1	14	7
	第4石油類	51	31,749	5,288	39	31,252	5,208	1	25	4	2	40	6
	その他	37	18,399	46,001	11	10,823	27,059	1	20	50			
	小 計	635	6,030,094	28,591,778	145	129,447	151,925	79	145,090	186,625	10	573	532
屋外貯蔵所	第1石油類	271	101	505	85	100	500	72			1		
	第2石油類		3,852	3,748		811	751		1,210	1,205		2	2
	第3石油類		13,388	6,547		9,483	4,621		292	145			
	第4石油類		9,877	1,643		5,837	972		1,315	219		8	1
	その他		232	546		196	490		2	5			
	小 計		271	27,450		12,989	85		16,427	7,334		72	2,819
一般取扱所	第1石油類	425	29,429	139,066	50	2,788	13,943	64	11,721	58,603	27	22	111
	第2石油類		33,074	32,269		4,969	4,275		20,936	20,931		399	399
	第3石油類		66,270	32,972		4,035	1,880		27,495	13,745		320	160
	第4石油類		7,919	1,317		3,562	593		1,016	169		80	13
	その他		2,168	4,406		1,278	3,197		505	146			2
	小 計		425	138,860		210,030	50		16,632	23,888		64	61,673

(令和2年3月31日現在)

若 松			八 幡 東			八 幡 西			戸 畑						
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C				
378	5,668,178	28,149,198	49	996	570	279	34,230	48,676	393	147,043	181,735				
18	70	322				18	415	1,526	22	815	3,670				
	6,085	6,080					521	485		2,893	2,783				
	893	437					158	71		8,885	4,442				
	23	3					14	2		38	6				
	111	251					296	823		23	58				
18	7,182	7,093	0	0	0	18	1,404	2,907	22	12,654	10,959				
72	300	1,347	25	28	140	75	613	2,985	71	551	2,703				
	330	302		65	65		1,613	1,528		354	345				
	180	70		23	11		542	247		532	261				
	138	22		38	6		179	29		629	104				
	80	189		1	5		49	139		50	85				
72	1,028	1,930	25	155	227	75	2,996	4,928	71	2,116	3,498				
32	5,622,354	28,111,726				24	3,805	14,976	42	9,963	41,429				
32	2,337	2,337				21	3,014	2,971	48	15,680	15,407				
87	19,332	9,658	1	10	5	31	14,676	7,313	49	55,825	27,912				
3	68	11	1	15	2	3	285	47	2	64	10				
8	356	891				15	3,869	9,673	2	3,331	8,328				
162	5,644,447	28,124,623	2	25	7	94	25,649	34,980	143	84,863	93,086				
36	1	5				13			64						
	1,239	1,231										89	83	501	476
	3,145	1,551										259	126	209	104
	2,497	416										125	20	95	15
	34	51													
36	6,916	3,254	0	0	0	13	473	229	64	805	595				
90	1,733	8,643	22	7	37	79	947	3,749	93	12,211	53,980				
	549	547		32	32		5,449	5,415							
	5,853	2,920		418	208		1,264	617		26,885	13,442				
	420	70		359	59		556	92		1,926	321				
	50	118					201	504		134	439				
90	8,605	12,298	22	816	336	79	3,708	5,632	93	46,605	73,597				

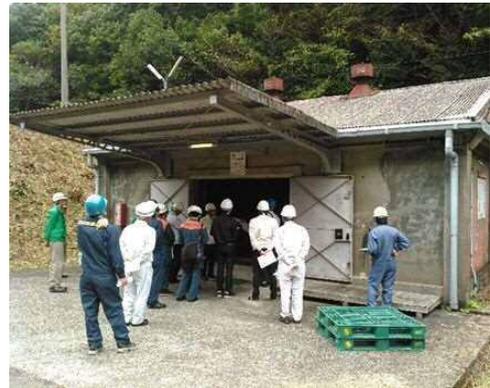
(6) 火薬類規制

消防局では火薬類の製造（煙火）、販売、貯蔵、運搬、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所（取扱い場所）の現状を把握し、指導等を行い、事故の未然防止策の強化と市民生活の更なる安全・安心の実現を目指しています。

【第46表】火薬類許可等施設数

(令和2年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	143	57	14	27	15	2	17	11
製造	1			1				
火薬庫	27	11		16				
販売	22	9	2	1	4		4	2
火薬庫外	51	15	10	4	7	2	9	4
譲受	26	12	1	4	3		2	4
消費	15	9	1	1	1		2	1
廃棄	1	1						



火薬庫立入検査

【第47表】火薬類規制事務処理件数（行政区別）

(令和元年度)

区分	合計	許可										検査		指示	認可		届出				
		火薬類製造許可	火薬類販売営業許可	火薬類製造施設等変更許可	火薬庫設置等許可	占有しないことの許可	火薬庫を所有又は譲受許可	火薬類譲渡許可	火薬類輸入許可	火薬類消費許可	火薬類廃棄許可	火薬類譲受・消費許可	完成検査	保安検査	火薬庫外貯蔵場所指示	危害予防規程（変更）認可	保安教育計画（変更）認可	変更届	火薬類輸入届	廃止届	その他届
計	271	0	0	0	2	0	38	5	6	52	30	14	2	8	31	0	0	18	7	1	57
門司	132				1		30	1	6	4	28	9	1	3	10			7	7		25
小倉北	18							1		7		1			5			2		1	1
小倉南	58				1		4			18	2	1	1	5	3			5			18
若松	30						1	1		15		1			5			2			5
八幡東	3														1						
八幡西	16														5						5
戸畑	14						3	2			2				2			2			3

【第48表】火薬類製造施設等の査察件数（行政区別）

(令和元年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	77	31	7	13	12	1	9	4
製造	1			1				
火薬庫	7	3		4				
販売	16	8		1	4		2	1
譲受場所	7	2		3	2			
譲受・消費場所	14	8	1	1	1		2	1
火薬庫外貯蔵場所	32	10	6	3	5	1	5	2

(7) 高圧ガス規制

消防局では高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所の自主保安の促進・指導等を行い、未然に事故を防止することにより安全・安心なまちづくりを目指しています。



高圧ガス製造施設



容器貯蔵施設

【第 49 表】 高圧ガス規制対象施設数

(令和2年3月31日現在)

区 分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	1,262	111	317	160	262	109	221	82
製造施設	650	50	162	76	145	54	115	48
在宅酸素	(102)	(10)	(15)	(19)	(14)	(14)	(17)	(13)
貯蔵施設	154	18	31	18	49	11	22	5
販売所	400	40	112	59	44	41	75	29
特定消費施設	45	3	6	5	22	2	7	
容器検査所	13		6	2	2	1	2	

(注) () は内数

【第 50 表】 高圧ガス施設の査察件数

(令和元年度)

区 分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	114	9	17	14	35	4	35	0
製造施設	74	8	15	6	18	2	25	
在宅酸素	(0)							
貯蔵施設	12			2	5	1	4	
販売所	8	1		3	2		2	
特定消費施設	14			2	9		3	
容器検査所	6		2	1	1	1	1	

(注) () は内数

【第 51 表】 高压ガス規制事務処理件数（行政区別）

(令和元年度)

区 分	計	門 司 区	小倉北区	小倉南区	若 松 区	八幡東区	八幡西区	戸 畑 区	
合 計	684	115	136	67	187	39	127	13	
許可等	高压ガス製造許可申請	3	1	1		1			
	高压ガス製造施設等変更許可申請	35	9	5	4	11	3	3	
	製造施設完成検査申請	28	7	3	4	10	1	3	
	第一種貯蔵所設置許可申請	7	3			4			
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請	2		1		1			
	第一種貯蔵所完成検査申請	5	1	1		3			
	輸入検査申請	30	29			1			
	保安検査申請	9	1	1	1	5	1		
	容器検査所登録申請	0							
	容器検査所登録更新申請	3		3					
	容器検査申請	0							
	附属品検査申請	0							
	高压ガスの種類又は圧力変更申請	0							
	特別充填許可申請	1				1			
届出等	高压ガス製造事業届書	48	7	16	11	6		1	7
	高压ガス製造事業届書（在宅酸素）	14	1		1	4	6	2	
	高压ガス製造施設軽微変更届書	38	3	8	4	8	2	13	
	高压ガス製造施設等変更届書	16	1	5		9		1	
	第二種貯蔵所設置届書	3			2			1	
	第一種貯蔵所軽微変更届書	2				2			
	第二種貯蔵所位置等変更届書	2	1			1			
	完成検査受検届書	4		4					
	完成検査結果報告書	3		3					
	高压ガス販売事業届書	30	5	5	4	4	2	8	2
	販売に係る高压ガスの種類変更届書	2	1	1					
	高压ガス製造開始届書	4	2	1				1	
	高压ガス製造廃止届書	17	3	6			1	5	2
	高压ガス製造廃止届書（在宅酸素）	9	2			1	3	3	
	貯蔵所廃止届書	2	1				1		
	高压ガス販売事業廃止届書	5		3	2				
	輸入検査受検届書	0							
	輸入検査結果報告書	0							
	特定高压ガス消費届書	0							
	特定高压ガス消費施設等変更届書	3			2	1			
	特定高压ガス消費廃止届書	1					1		
	承継届書	7		1		1	2	3	
	危害予防規程届書	11	4	3		2		2	
	高压ガス保安統括者等届書	61	7	7	11	18	2	16	
	冷凍保安責任者等届書	0							
	高压ガス販売主任者届書	22	3	7	5	3	1	1	2
	特定高压ガス取扱主任者届書	5	2	1		1	1		
	高压ガス製造施設休止届書	2				2			
	保安検査受検届書	68	9	14	5	18	2	20	
	保安検査結果報告書	70	7	16	5	18	2	22	
	完成検査記録届書	0							
	保安検査記録届書	0							
検査主任者届書	4		3				1		
容器検査所廃止届書	0								
事故届書	3		1				2		
特別充填報告書	12				12				
高压ガス製造等記載事項変更届書	88	5	14	6	38	7	18		
その他届出等	5		2		1	1	1		

(8) 消防同意等

利用形態等に応じた防災設備に係るハード面及びその運用体制に係るソフト面の両面から、総合的に機能するように防火安全対策を推進しています。

【第 52 表】 消防同意等行政区別取扱件数

(令和元年度)

	門 司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸 畑	計
同 意 等	119	250	158	147	108	287	143	1,212
通 知	210	351	822	285	84	731	89	2,572
計	329	601	980	432	192	1,018	232	3,784

【第 53 表】 同意別取扱件数

(令和元年度)

区 分	確 認 申 請	計 画 通 知	許 可 申 請	計
件 数	1,069	50	93	1,212

【第54表】用途別取扱件数

(令和元年度)

区	分	計	用途別																																				
			(1)項イ	(1)項ロ	(2)項イ	(2)項ロ	(2)項ハ	(2)項ニ	(3)項イ	(3)項ロ	(5)項イ	(5)項ロ	(6)項イ	(6)項ロ	(6)項ハ	(6)項ニ	(7)項	(8)項	(9)項イ	(9)項ロ	(10)項	(11)項	(12)項イ	(12)項ロ	(13)項イ	(13)項ロ	(14)項	(15)項	(16)項イ	(16)項ロ	(16)の2)項	(16)の3)項	(17)項	(18)項	(19)項	(20)項	その他(専住通知等)		
	計	3,784	4	6	0	0	0	0	20	37	7	121	5	1	1	12	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	452	158	2,414

【第55表】工事別取扱件数

(令和元年度)

計	新築	増築	改築	移転	大規模模様替	大規模修繕	用途変更	その他
1,212	969	219	2	0	0	6	13	3

【第56表】消防用設備等検査済証交付件数

(令和元年度)

区	分	計	設備種別																		
			消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	屋外消火栓設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	火災通報装置	非常警報設備	避難器具	誘導灯	消防用ホース	排煙設備	連結放水設備	連結送水管	動力消防ポンプ設備	非常コンセント設備	
	計	2,173	494	86	129	0	14	702	4	3	57	77	117	403	1	0	0	63	1	22	
	(1)項イ	12	1	1	1			6					3								
	(1)項ロ	39	4	1				16				3	2	13							
	(2)項イ	6	2					2					2								
	(2)項ロ	0																			
	(2)項ハ	0																			
	(2)項ニ	0																			
	(3)項イ	3	1					1													
	(3)項ロ	65	19					12				8	1	25							
	(4)項	189	28	5	46			59				12	1	38							
	(5)項イ	51	6		4			17				6	5	13							
	(5)項ロ	443	119	9	5			149				2	4	69	13				51	22	
	(6)項イ	(1) 病院	19	3	4			4				3	2	3							
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	19	1	1	2			6			7	1	1	1						
		(3) 病院((1)を除く)、有床診療所((2)を除く)、有床助産所	43	1	10				20			6	1	4						1	
		(4) 無床診療所、無床助産所	26	8					4			2	3	1	8						
	(6)項ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム特別養護老人ホーム等	38	5		9		9				7	1	7							
		(2) 救護施設	0																		
		(3) 乳児院	0																		
		(4) 障害児入所施設	0																		
		(5) 障害者支援施設	6						2			1									
	(6)項ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	31	9		1		4				3	3		11						
		(2) 更生施設	0																		
		(3) 保育所・児童養護施設等	32	10					8			1		2	11						
		(4) 児童発達支援施設 放課後デイサービス等	11	5											6						
		(5) 障害者施設	58	14					20			3	1		20						
		(6)項ニ	17	3	2				8			1			3						
	(7)項	65	5	9				37				7	4	3							
	(8)項	3												1							
	(9)項イ	3												3							
	(9)項ロ	0																			
	(10)項	1	1																		
	(11)項	19	6					2				6	2	3							
	(12)項イ	159	39	22				6	65			1		25						1	
	(12)項ロ	0																			
	(13)項イ	16	9									5								1	
	(13)項ロ	0																			
	(14)項	136	52	14				7	45					1	16	1					
	(15)項	227	70	10	5			61				22	8	50						1	
	(16)項イ	393	60	11	40			126	4			16	5	14	108					9	
	(16)項ロ	38	10	1				1	12				2	2	10						
	(16の2)項	0																			
	(16の3)項	0																			
	(17)項	7	3																		
	(18)項	0																			
	(19)項	0																			
	(20)項	0																			

(9) 予防技術の充実

平成18年度から「予防技術資格者制度」が始まり、計画的に資格を取得しています。

【第57表】予防技術資格者（認定者）の状況（過去5年間）

区 分	消防用設備等	危 険 物	防 火 査 察	予防技術資格者数
平成27年度	35	35	49	86
平成28年度	37	38	46	89
平成29年度	42	39	46	95
平成30年度	41	38	42	92
令和元年度	43	40	41	95

(注) 予防技術資格者は、複数の資格を有する者あり

(10) 他部局等との連携

ア 夜間合同査察（福岡県警・建築都市局・保健福祉局）

令和元年度は、計4回（小倉北区2回、八幡西区2回）夜間合同査察を実施しました。

イ 福祉・医療関連施設防火安全対策連絡会議（建築都市局・保健福祉局・子ども家庭局）

平成25年10月11日に発生した福岡市診療所火災を受け、関係局間の連携を図ることを目的に、同年11月から「福祉・医療関連施設防火安全対策連絡会議」を適時開催しています。

